

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

November 2020



本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。



▶ 前書き

企業のビジネス展開はグローバル化が進んでいる一方で、各国の税制や国際課税ルールにはまだ旧来の制度が残っています。近年、企業の活動実態と従来の課税ルールとの間のミスマッチを利用した租税回避行為が国際的にも重要な課題であると認識されており、OECDにおいてこのような「税源浸食と利益移転」(BEPS: Based Erosion and Profit Shifting)への対応が議論されてきました。

今回は、移転価格税制の基本と、移転価格をめぐる世界の潮流に触れるとともに、台湾における移転価格税制の基本をご説明いたします。

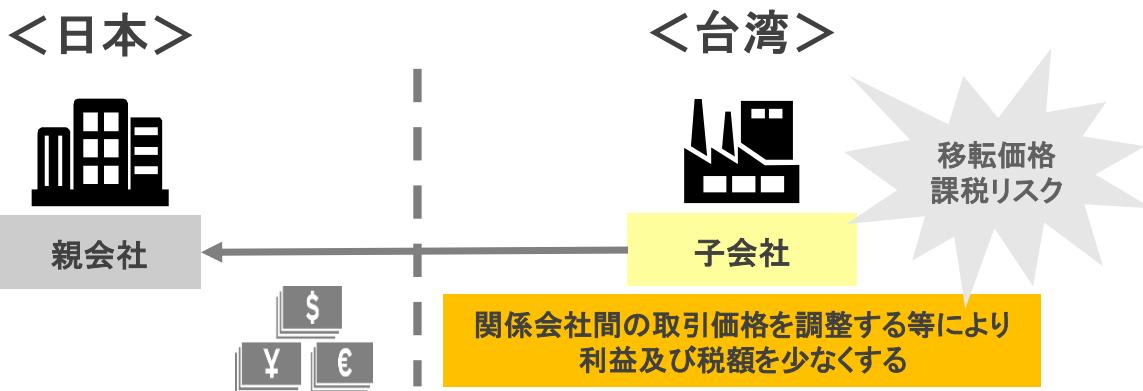
▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 移転価格税制の基本
- ▶ 移転価格税制をめぐる世界の潮流
- ▶ 台湾当局の要求事項
- ▶ 事前確認制度(APA)とは

1. 移転価格税制の基本

移転価格とは？

移転価格とは、営利事業者と関係者が関連者間取引を行うにあたり制定した価格や利益のことを指します。第三者間での取引ではマーケットのメカニズムを通じて価格が決定される（独立企業間価格と言います）ケースが多いものの、取引の当事者が親子会社間のような関係にある場合には、市場価格によって取引が行われるとは限らず、どちらか一方に有利となるように定められる可能性もあります。取引価格は最終的には課税所得や納税額にも影響を与えるため、自国の税収に不利とならないように世界各国で移転価格税制が採用されています。



2. 移転価格をめぐる世界の潮流

(1) OECD移転価格ガイドライン

OECDは、各国の移転価格税制の国際的な指針となる移転価格ガイドラインを定めています。OECDは強制適用を求めてはいないものの、各加盟国が移転価格税制の執行において当ガイドラインに準拠すること、及び納税者により算定された移転価格が独立企業間価格にあるかの税務上の評価の際に準拠することを奨励しています。この移転価格ガイドラインはこれまでにも必要に応じて修正が加えられており、後述のBEPS行動計画も最新のOECD移転価格ガイドラインに盛り込まれています。

(2) BEPSプロジェクト

近年、グローバルにビジネス展開を行う多国籍企業の活動実態と、各国の税制及び国際課税ルールとの間のミスマッチを利用することにより、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っているという「税源浸食と利益移転」(BEP S: Based Erosion and Profit Shifting)問題に対処するため、OECDでは2012年にBEPSプロジェクトを立ち上げました。2015年には最終報告書が公表され、その中の行動計画の一つである行動計画13には、多国籍企業の企業情報の文書化が盛り込まれました。

(3) BEPS行動計画により要求される移転価格文書

BEPS行動計画13において、マスターファイル、国別報告書(CbCR)、ローカルファイルの三層構造の文書を用意することが提言されました。

文書名	目的及び主な記載内容
マスターファイル	<ul style="list-style-type: none">▶ 税務当局が重要な移転価格リスクの有無を評価するため、グループ全体の事業内容、グループ内の移転価格設定ポリシー、所得や経済活動のグローバルな配分等についての概要を記載▶ 組織構成、事業運営状況、資金融資や無形資産及び財務と税務の情報等
国別報告書 (CbCR)	<ul style="list-style-type: none">▶ 展開している国または地域ごとに、多国籍企業グループ各社の定量的な情報を記載▶ 各国または地域での収入、税引前利益、納税額、資本金、利益剰余金や従業員数など
ローカルファイル	<ul style="list-style-type: none">▶ 現地企業が関与した重要な関連者間取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる内容を記載▶ 現地企業が関与した重要な関連者間取引に係る取引概要や金額、選定した移転価格算定方法、取引参加者のリスク・機能分析、比較対象会社の選定過程、関連者間取引が独立企業間価格により行われたとする結論との説明など

3. 台湾当局の要求事項

台湾はOECDに加盟していないものの、国内法を修正する形で上述のOECDモデルを取り入れており、台湾の移転価格税制はOECDの移転価格ガイドラインに準拠したものとなっています。具体的に各企業に要求されている事項は以下のとおりです。

(1) 三層構造の移転価格関連文書の作成

(2) 確定申告における移転価格別表の作成

(1) 三層構造の移転価格関連文書の作成

BEPS行動計画13において提言された三層構造の文書化が要求されています。ただし、企業の実務負担にも配慮し、一定の要件のもとでのみ提出が要求されています。具体的には下記の表のセーフハーバーに記載されている条件に当てはまる場合には、提出は不要となります。

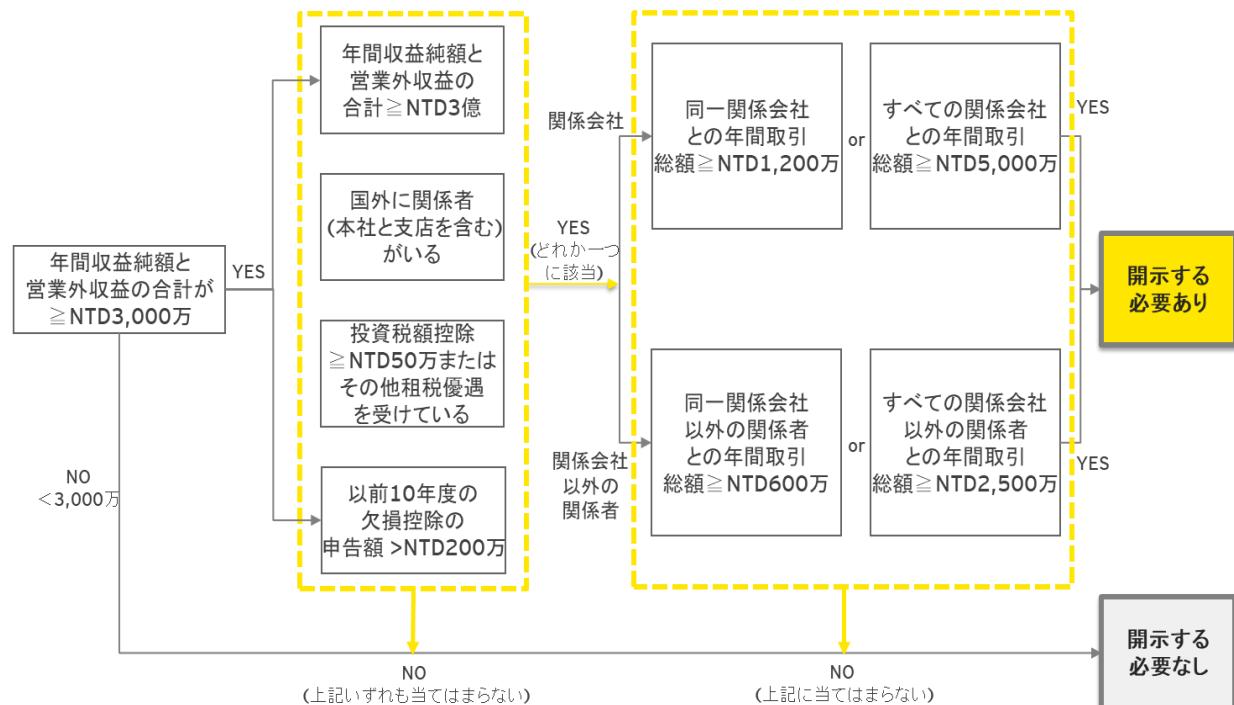
文書名	マスターファイル	国別報告書(CbCR)	移転価格報告書(ローカルファイル)
主要内容	組織構成、運営状況、資金融資、無形資産、財務と税務の情報 等	1. 各国または地域での収入、税引前損益、納付済法人税、登記資本金、利益剰余金、従業員数、及び有形資産 2. 多国籍企業グループの居住地または設立国(又は地区)及びその主要活動状況 等	企業総覧や企業グループ及び管理組織図、関連者間取引の分析等
提出義務者	多国籍企業グループの構成会社であるもの	多国籍企業グループの最終親会社が居住地国に国別報告書を提出しており、当該国または地域は中華民国との間に国別報告書の情報交換協定を締結しているが、税務当局が関連の協定に基づいて国別報告書を取得できない場合の当該グループ会社等	一定規模以上の関連者取引を行っているもの
セーフハーバー	多国籍企業グループの会社単体にて、年間における営業収益純額及び非常業収益との合計が 新台幣30億元 未満 または全年度におけるクロスボーダーの関連者取引の総額が 新台幣15億元 未満の場合	1. 多国籍企業グループの前一年度の連結収益総額が 新台幣270億元 未満の場合 2. 多国籍企業グループの会社単体にて、年間における営業収益純額及び非常業収益が合計 新台幣30億元 未満、または全年度におけるクロスボーダー関連者取引総額が 新台幣15億元 未満の場合	1. 収益総額が新台幣3億元未満の場合 2. 収益総額が新台幣3亿元以上5億元未満で、かつ以下の両方に該当する場合 ①租税減免措置及び繰越欠損金の控除を利用していない(投資税額控除が新台幣200万元以下、欠損金控除額が800万元以下の場合も可) ②台湾外の関係会社と取引がない 3. 上記以外で関連者間の年間取引総額が新台幣2億元未満の場合
提出期限	確定申告時までに準備し、決算期終了後一年以内に提出する	決算期終了後一年以内に提出する。但し、日台間では情報交換規定が有効化されている。(注)	確定申告時までに準備し、徵税機関の書面調査書が送付されてから一ヶ月以内に提出する。
報告言語	中文が原則。英文で作成した場合も徵税期間より中文による提出の通知書が届くことがある。	中文英文併記	中文: 報告書が英語版である場合中文訳も提出する必要がある。但し、徵税機関より英文での提示許可を得ているものについてはこの限りではない。

(注)国別報告書は日台租税協定に基づく情報交換規定により、台湾の税務当局は日本の税務当局から情報を入手するため、各企業において提出する必要はありません。

(2) 確定申告における移転価格別表の作成

上述の3層構造の文書以外にも、一定の要件を満たす会社については確定申告書において移転価格に関する別表を作成する必要があります。具体的には、下図の条件に当てはまる場合には、関連者を含んだグループ組織構造図、関連者の明細表(名称、国籍及び所在地、主要営業項目、(被)出資金額等)、関連者間取引の取引種類ごとの取引金額集計表及びその明細表を作成し、提出する必要があります。

▶ 関係会社及び関係会社間取引情報の開示要否についてのチェックフロー



4. 事前確認制度－APA

(1) APAの概要

台湾では売上総利益率や営業利益率などが同業他社を大きく下回ってしまった場合や、前年度と比較して大きく悪化したような場合に、税務当局の調査の対象となるケースがあります。関連者間取引が多い場合には、移転価格に関する調査(特別調査)が行われる可能性も高くなります。

特別調査は、一般的に長期にわたり、質問等も詳細なものとなります。特別調査の結果として、多額の追徴税額が発生する可能性もあります。

このような状況の下で追徴課税のリスクを低減するために取りうる方策として、事前確認制度(APA: Advanced Price Agreement)の申請があります。

APAとは、関連者間取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局に事前の確認を求め、合意を得る制度です。

APAの概要とメリット

適用期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年間から5年間 2017年度までの過年度へのロールバック申請も可能 (APA合意後に別途申請)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 各国内での税額負担の安定性を確保(追徴課税リスクの回避) 移転価格対応に係る時間とコストの削減
種類	<ul style="list-style-type: none"> 台湾税務当局のみとの事前確認(ユニラテラル APA) 台湾及び取引相手国の税務当局との事前確認(バイラテラル APA) 3か国以上の税務当局との事前確認(マルチナショナル APA)
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象期間の取引総額がNTD5億元以上あるいは年間NTD2億元以上 過去3年間において重大な申告漏れがない 所定の文書や移転価格報告書の準備が完了している

上表でも記載のとおり、関与する税務当局により、ユニラテラルAPAとバイラテラルAPAまたはマルチナショナルAPAに区分されます。それぞれの相違は以下のとおりです。

種類	メリットとデメリット
ユニラテラルAPA	<ul style="list-style-type: none"> 合意を得るまでの期間が比較的短い 租税協定を締結していない国の場合でも申請可能 相手国からの指摘のリスクは排除できない
バイラテラル又はマルチナショナル APA	<ul style="list-style-type: none"> 相手国側でのリスクの排除可能 合意を得るまでに時間や煩雑さが増す

(2) 最近のAPAの申請及び合意の状況

ご存じのとおり、日台間では日台租税協定が締結され、2017年1月1日から発効しています。これにより、バイラテラルAPAの申請が可能となりました。最近のAPA申請の受理件数やそれぞれの審査結果は下記のとおりとなっています。2017年以降、バイラテラルAPAの申請件数が増加していること、2018年にはバイラテラルAPA案件の合意も出ていることがわかります。

APAの合意までには時間がかかるため、必要がある場合は早めに対応することが重要になると考えられます。

①ユニラテラルAPA

単位:件数

年度	期首 審査中	当期 受理	合意	否認	申請者 撤回	その他	期末 審査中
2015	0	3	0	0	0	0	3
2016	3	7	0	0	2	0	8
2017	8	1	0	0	2	0	7
2018	7	2	2	0	2	0	5
2019	5	1	3	0	0	0	3

(台湾財政部調べ)

②バイラテラルAPA

単位:件数

年度	期首 審査中	当期 受理	合意	否認	申請者 撤回	その他	期末 審査中
2015	1	1	1	0	0	0	1
2016	1	1	0	0	0	0	2
2017	2	4	0	0	0	0	6
2018	6	4	2	0	0	0	8
2019	-	-	-	-	-	-	-

(台湾財政部調べ)

(注)2019年度のデータはまだ公表されておりません。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いており
ますEY担当にご連絡を頂くか、
または以下のいずれかの関連
サービス専門担当までご連絡
ください。

安永聯合會計師事務所
移転価格サービス

林宜賢 執業會計師
02 2757 8888 # 88870

Yishian.Lin@tw.ey.com

王建智 経理
02 2757 8888 # 67144

Rath.Wang@tw.ey.com

JBS
山崎隆浩 副総經理
02 2757 8888 # 88880
Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理
02 2757 8888 # 66458
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理
02 2757 8888 # 66525
Masato.Horii@tw.ey.com

EY 安永

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー・アンド・トランザクションおよびコンサルティングなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005543
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法律及び
その他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場
合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/taiwan

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

